

老朽危険空き家の除却費用を補助します

～ 市川町老朽危険空き家除却支援事業補助金 ～



市川町では、町民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図るため、倒壊のおそれのある危険な状態の空き家を除却しようとする者に対し、除却費用の一部を補助します。

補助金額

老朽危険空き家の除却工事費の2分の1（限度額100万円）

補助対象者

- ①老朽危険空き家所有者。
所有者が死亡している場合は、所有者の法定相続人
- ②老朽危険空き家の存する土地の所有者（当該老朽危険空き家の所有者から解体撤去について同意を得た者に限る。）

補助要件

- ①一戸建ての住宅等で、その過半が居住の用に供されていたもの
- ②敷地周辺に及ぼす危険性が著しいと認められるもの
- ③所有権以外の権利が設定されていないものであること
- ④法人その他の団体が所有するものでないこと

申請方法・補助金交付までの流れ

1. 事前調査申し込み

- ①【申請者】老朽危険空き家の調査申請
- ②【町】審査・現地調査（判定基準による審査）。「調査結果通知書」を送付。



2. 補助金交付申請

- ①【申請者】補助金の交付申請
- ②【町】申請内容を審査。「交付決定通知書」を送付。

※交付決定通知書発行日以前に支出した費用は補助対象となりませんのでご注意ください。



事業実施



3. 実績報告

- ①【申請者】実績報告
- ②【町】報告内容を審査。「補助金確定通知書」を送付。
- ③【申請者】補助金を請求
- ④【町】補助金を交付

お問い合わせ・申請先／市川町役場 住民環境課 生活環境係
TEL 0790-26-1011／FAX 0790-26-2893
〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺165-3